

屋外広告を表示されている皆様へ

お店の顔

には

安全

が重要です

平成27年2月、北海道札幌市内において、屋外広告物の一部が落下し通行人を直撃、意識不明の重傷を負わせる事故が発生しました。

屋外広告物は、雨や風、強い日差しに常にさらされています。表面には一見問題がなさそうでも、広告物内部が劣化し、落下や倒壊の危険が高まっているかもしれません。

！ お店の看板がこのようになっていませんか？



サビ

鉄骨やボルトの
サビによる腐食



汚れ

内部腐食の進行
によるサビ汁



変形

盤面のズレや
取付具の欠損



電気系

破損や漏電

皆様ができることは異変に気づくことです。そして、危ないと思ったら、まず立ち入り禁止の処置を行い、見張りを置くことが重要です。次に、専門業者に連絡し、人通りの多い場所では、警察への連絡も忘れずに行いましょう。

「もしも、看板が落下し、人にけがをさせるようなことになってしまったら・・・」「もしも、看板が汚れていたり、盤面がずれていたりしたら・・・」、お客様のお店への評価が低下するばかりか、事故が発生した場合は、多額の賠償責任を問われることにもなります。

看板を軽んじると、失うものは計り知れません。

事故を未然に防ぐためにも・・・

定期的に点検を行い、安全管理に努めましょう！

屋外広告物のルールを守って 美しいまちづくりをしましょう！



川越市マスコットキャラクター
ときも

川越市では屋外広告物法とこれに基づく川越市屋外広告物条例により、屋外広告物について必要な規制を行っています。

多くの屋外広告物について、掲出するには許可が必要となります。ルールを守って美しいまちづくりにご協力お願いいたします。

違反となる広告物の例

○道路にはみ出して掲出している置き看板等

前面道路にはみ出した形で置き看板等を置くことは、道路の不法占拠になります。通行の妨げにもなり、大変危険です。置き看板等は敷地内に掲出してください。

※屋外広告物条例に違反した場合は罰金刑に処されることがあります。ルールを守って掲出しましょう。

※これらの他にも掲出の際に許可等必要なものがありますので、これから新たに屋外広告物を掲出する際や、現在掲出している屋外広告物について分からないことがあれば、都市景観課までご相談ください。

川越市都市計画部都市景観課

〒350-8601 川越市元町1-3-1

TEL: 049-224-5961 (直通)

FAX: 049-225-9800

Email: toshikeikan@city.kawagoe.saitama.jp